

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて
適用：地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護

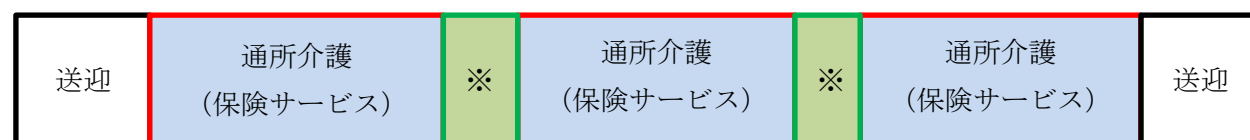
厚生労働省より「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」（平成 30 年 9 月 28 日付）及び、国土交通省より「通所介護等に係る送迎に関する道路運送法上の取扱いについて」（平成 30 年 9 月 28 日付）が発出されていますが、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護（以下「通所介護」といいます。）について、送迎中の買物支援等の可否及び保険外サービスのうち買物等代行サービスを提供する場合の通所介護のサービス提供時間の当市の取扱いは、次のとおりとします。

1. 通所介護送迎中の買物支援等の可否について

介護報酬とは別に送迎の対価を得ない場合（通常の事業の実施地域を超えて送迎を行う場合の交通費の徴収を除く）、通所介護の送迎中に一般的な経路を逸脱しない範囲で商店等に立ち寄り買物等支援を行うことは、買物等支援が有償・無償問わず可能。

2. 通所介護を提供中の利用者に対し、保険外サービスのうち買い物等代行サービスを提供する場合の通所介護のサービス提供時間の取扱いについて

買い物を行う職員と利用者のやり取り（購入品目の確認や、代金・物品の授受等）の時間は保険外サービスの提供時間として通所介護の所要時間には含めず、事業所職員が実際に買い物を行っている間、利用者が通所介護のサービス提供を受けている場合は、その時間を通所介護の所要時間に含める。（下図のとおり）



※ 買い物を行う職員と利用者のやり取りの時間（保険外サービス）